

# 労務 ROAD

## ■ 労災保険の特別加入をご存知ですか？

労災保険は、労働者の業務・通勤による災害に対し保険給付を行う制度ですが、一定の要件を満たす中小企業主等は労災保険への「特別加入」が認められています。

### ● 特別加入できる中小事業主等とは？

① 以下の表に定める数の労働者を常時使用する事業主

業種	労働者数
金融・保険・不動産・小売	50人以下
卸売・サービス	100人以下
上記以外	300人以下

② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者等）

### ● 年間保険料は以下のように計算されます。

「保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）×それぞれの事業による保険料率」

※ 給付基礎日額：労災保険の給付額を算定する基礎となるもので、3,500円～25,000円の範囲で申請し、労働局長が決定します。

### ● 補償の範囲

① 業務災害：一定の要件あり

就業中の災害であって、特別加入申請した事業のために行為する場合等

② 通勤災害：一般労働者の場合と同様

### ● 保険給付・特別支給金

療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償等の所定の保険給付 + 特別支給金

★ 加入を検討される方は是非お問い合わせください！

【厚生労働省「特別加入制度のしおり」より】

## ■ 10月1日～10月7日は全国労働衛生週間です！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に毎年実施されており、期間中は、厚生労働省や協賛機関により、広報や指導援助等が実施されます。

労働時間短縮のための生産性の向上、メンタルヘルスケアなどについて、この機会に検討されてみてはいかがでしょうか。

【厚生労働省 より】

## 組織変更のご挨拶

謹啓 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび河本社労士事務所は令和元年十月一日をもって社会保険労務士法人イデアに組織変更いたします。これもひとえに皆様の温かいご支援によるものと心より感謝申し上げます。今まで以上に先を見据え、時代の変化に対応し皆様の期待に応え続けられる組織になるべく一層努力して参ります。今後とも倍旧のご支援ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。尚、住所・電話番号等は従来通りでございます。まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

謹白

VOL.663  
(1909-05)



## 河本社労士事務所

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

早いもので9月ももう今日で終わり、今年も残り3か月となりました。

河本社労士事務所は、明日10月1日より、「社会保険労務士法人イデア」に生まれ変わります。次回からは労務 ROAD も新ロゴに合わせたカラーに変更になります。ぜひカラーでご確認ください！  
(矢尾)

SNSでもお役立ち情報  
配信中です



【アカウント】

Facebook: 河本社労士事務所  
Instagram: @ksj\_koumoto  
Twitter: @ksj\_koumoto